

茨城県報

号外第220号

昭和59年10月1日

月 曜 日

告 示

茨城県告示第1205号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

昭和59年10月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 遊漁規則の変更を認可した漁業権者の名称、住所及び免許番号

漁業権者の名称	住 所	免 許 番 号
常陸川漁業協同組合	鹿島郡神栖町日川3744番地	茨内共第2号
鬼怒利根漁業協同組合	取手市取手2丁目1番の14	茨内共第4号及び茨内共第5号
小貝川漁業協同組合	筑波郡伊奈村谷口441番地の1	茨内共第4号
関東漁業協同組合	水海道市小山戸町383番地	茨内共第4号、茨内共第5号及び茨内共第6号
鬼怒小貝漁業協同組合	結城市大字結城1161番地の1	茨内共第4号、茨内共第5号及び茨内共第6号
猿島郡漁業協同組合	猿島郡境町大字長井戸320番地	茨内共第6号、茨内共第7号、茨内共第8号及び茨内共第18号
新利根漁業協同組合	稲敷郡江戸崎町江戸崎 甲4368番地5	茨内共第9号、茨内共第10号及び茨内共第11号
土浦市漁業協同組合	土浦市小松1丁目21番の9	茨内共第12号
桜川漁業協同組合	新治郡新治村藤沢新田 50番地の1	茨内共第12号
那珂川第一漁業協同組合	水戸市東大野32番地の3	茨内共第13号
那珂川漁業協同組合	東茨城郡常北町石塚126	茨内共第13号
緒川漁業協同組合	那珂郡美和村高部3979	茨内共第13号
大湫沼漁業協同組合	東茨城郡茨城町下石崎 1652番地	茨内共第14号
久慈川漁業協同組合	那珂郡大宮町922番地の1	茨内共第15号

十王川漁業協同組合	多賀郡十王町大字高原 1199番地	茨内共第16号
大北川漁業協同組合	北茨城市磯原町豊田60番地	茨内共第17号

2 変更の内容

1の各漁業協同組合に係る第5種共同漁業権遊漁規則第3条第3表（遊漁料を納付した者が、遊漁を行うことができる漁場）茨内共第2号の項の次に次のように加えた。

茨内共第3号	谷田川（牛久沼を含む。）、谷田川及び稲荷川の区域
--------	--------------------------

3 施行の日

1の各漁業協同組合に係る変更後の第5種共同漁業権遊漁規則は、昭和59年9月20日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所